

引上げ分に係る地方消費税収の使途について

平成27年4月1日から消費税率（国・地方）が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分について、使途を明確化（社会保障施策に要する経費への充当）することとされています。

下記のとおり、地方消費税交付金の社会保障財源分につきましては、令和5年度太良町一般会計予算において社会保障施策に充当することとしています。

(歳入) 地方消費税交付金 178,723 千円
 うち社会保障財源分 102,598 千円

(歳出) 265,162 千円

(単位：千円)

事業名		経費	財源				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他		
社会福祉	子どもの医療費助成	29,900	5,381		200	24,319	消費税交付金 (社会保障財源化分) 17,000
社会保険	杵藤広域圏組合負担金 (介護保険費)	201,764				201,764	58,598
保健衛生	定期予防接種委託料	33,498	278		6,200	27,020	27,000
合計		265,162	5,659		6,400	253,103	102,598